

被災市町村への広範な資機材等の緊急支援 —地方整備局災害対策本部による臨機の対応—



2014年3月

土木学会建設マネジメント委員会
災害対応マネジメント力育成研究小委員会

被災市町村への広範な資機材等の緊急支援¹

ー地方整備局災害対策本部による臨機の対応ー

5

地方整備局は、大規模災害発生のような非常時には、平常時の業務を通じて組織的に保有している技術力、情報収集力、装備力等を被災地救助のために活用することが求められる。それは時として所管を超えるなど熟練の職員でも過去に経験したことがないものとなるが、その意志決定は全軍の指揮官だけではなく、現場の指揮官や上司不在時の責任者なども行わなければならない場合があり、その意味で誰もが直面する可能性があるものである。本編は東日本大震災における東北地方整備局災害対策本部において実施した前例のない被災市町村への広範な資機材等の緊急支援をケースとして取りまとめたものである。

15

東北地方整備局について

東北地方整備局の所管事項と体制

東北地方整備局は国土交通省の東北地方における地方支分部局（出先機関）²である。青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の6県にある主要な国道、河川、港湾等の整備や管理を所掌しており、仙台市にある本局では地域全体の事業計画立案や予算管理を、管内の41事務所や100出張所ではそれぞれの担当地域内の所管施設にかかる調査・設計、工事、維持管理等を実施している。職員数は約3,000人である。

¹本ケースは建設分野における災害対応力の育成を図るための教材として、東日本大震災での事例に基づき公益社団法人土木学会建設マネジメント委員会災害対応マネジメント力育成研究会が作成した。ケースは災害対応の適切または不適切な処理を例示するものではない。ケースの作成に際しては、東北地方整備局の原田吉信氏及び佐々木一夫氏のご協力をいただいたことを記し、感謝したい。

©JSCE.CMC.2014（2014年6月作成） 無断転載を禁じる。

² 組織体制の詳細は巻末資料1を参照。

平常時の仕事の進め方

調査・設計などの業務や工事は、かつては国直営で実施していた時代もあったが、民間の技術向上に伴い、現在ではコンサルタントや建設業者に多くの実務を発注し、自らはその指導監督や検査を行うという仕事の進め方をとっている。これらの業務や工事の担い手は、大規模な工事や高度な技術力を必要とする業務は全国規模で営業展開している大手のゼネコンやコンサルタントであり、比較的小規模な工事や特殊技術を要しない業務は各地域で活動し、その地域を熟知している地元の建設業者やコンサルタントである。

仕事を進めるにあたっては、地方自治体が管理する施設との事業調整が必要となる。また、地方自治体との関係では、地方自治体を実施する事業に国が補助する、という関係も存在する。これらを通じて、地方自治体と地方整備局は本局、事務所、出張所の各レベルで密接な連携を保っている。

図1：東北地方整備局が管理する国道



※延長には自動車専用道路の有料区間は含まない。

15 (出典：東北地方整備局資料)

災害発生時の東北地方整備局の体制

地震や風水害などの災害が発生した場合、災害対策本部が設置³される。震度5弱や津波

³ 詳細（災害対策本部運営要領）は巻末資料2を参照。

警報（予想津波高さ 1m以上）で「警戒体制（本部長：企画部長）」、震度 6 弱や大津波警報（予想津波高さ 3m以上）で「非常体制（本部長：局長）」となる。

5 本局は大部分が築 56 年（当時）の老朽庁舎であるが、災害対策本部は平成 17 年 2 月に完成したばかりの災害対策室に置かれる。その構造は近く発生が懸念されていた宮城県沖地震を想定して十分な耐震性を備えたものになっている。自家発電機や上水用給水タンク、汚水タンク等を備え、大規模災害でライフラインが途絶しても活動できる備えである。

10 前面には大小 56 面のモニターを備え、一般のテレビ放送のほか、整備局が保有する防災ヘリコプターや管内各地約 1,800 箇所配置した施設管理用カメラからの映像を映し出し、さらには東京霞ヶ関の国土交通本省災害対策本部ともテレビ会議が可能である。

地方整備局が保有する特殊な装備

災害対策用機械

15 各地方整備局では、所管施設が災害にあった時に備えて、特殊な機械を保有している。「照明車」、「衛星通信車」、展開すれば会議室になる荷台を備えた「対策本部車」、30～150 m³/分の排水能力がある「排水ポンプ車」、野営を支援する機能を持つ「待機支援車」などである。これらは専ら国土交通省が管理する施設の災害対応のためのものであるが、地方自治体から要請があった場合には派遣する場合もある⁴。

20

図 2：災害対策用機械の例



対策本部車

排水ポンプ車

（出典：東北地方整備局資料）

⁴ 詳細（災害対策用機械・通信設備管理運営要領）は巻末資料 3 を参照

通信網（マイクロ回線、光ファイバー網）

施設管理に伴う情報交換には、通常の NTT 回線のほか、専用の通信網を利用している。これには、マイクロ波による無線回線と光ファイバー網があり、独自に全国ネットワークを構成している。道路パトロールカーや官用車には、マイクロ回線網に繋がる「K-cosmos」という無線機が搭載されている。また、衛星通信車からマイクロ回線を経由し、NTT 回線に接続することも可能である。

10

東北地方整備局災害対策本部の初日

東日本大震災の発生と災害対策本部の立ち上げ

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分、東北地方整備局本局の館内に緊急地震速報が鳴り響いた。そのとき北館 3 階の執務室にいた川嶋企画部長は、足元が掬われ立ってられない激しい揺れを生まれて初めて経験した。机上の書類はすべて床に散らばり、席の右側に置いていたプリンターは前方に飛んで行った。揺れは数分間続いたが、少し収まりかけたところを見計らい、散らばった書類を乗り越えて揺れで閉まった戸を開け隣接する企画課執務室に入った。固定していなかった本棚は傾き、天井パネルの一部が外れかけて埃の舞う室内では職員が蒼ざめた表情で机の下に身を隠していた。

20

図 3：庁舎の被災状況



（出典：東北地方整備局資料）

けが人が出ていないことを確認すると、川嶋はそのまま災害対策室に向かった。東北地方整備局の大部分の庁舎は築 56 年の老朽で、数年前の耐震補強工事のおかげで倒壊こそ免れたものの至る所に亀裂が入るなど被害は甚大であった。

- 5 川嶋が災害対策室に入ったときには、既に徳山局長以下多くの災害対策要員は到着し、騒然とした状況の中、前面の大型モニターに映し出される臨時ニュースを見入っていた。発災と同時に、東北地方整備局防災業務計画に従って災害対策本部が立ち上がり、徳山局長を本部長とする「非常体制」が取られた。(表紙写真参照)

10 防災ヘリコプターを無人で飛ばす

災害対策本部では、まず 4 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）と自衛隊に「リエゾン（情報連絡員）」を派遣した。これら機関の災害対策本部での情報を自らかき集めるとともに、地方整備局災害対策本部とのパイプ役となることがリエゾンの使命である。

- 15 本部が立ち上がってすぐ、熊谷防災課長が「ヘリを無人で飛ばします！」と報告してきた。「無人で飛ばす」とは、地方整備局職員の搭乗なしで、運航委託をしている会社のクルーだけで飛ばす、という意味である。防災課では、平成 23 年 1 月に「宮城県沖地震を想定したヘリコプターの運用計画（案）」を策定し、運航委託会社との間に専用回線を引くなどの準備をしていた。東北地方整備局の防災ヘリコプター「みちのく号」は、庁舎から車で約 1 時間の仙台空港に駐機してある。職員が空港に向かう間に「無人で」飛び、仙台市街地の状況を上空から把握して局に伝えるという段取りを定め、実際に訓練を行っていた⁵。

図 4：防災ヘリコプター「みちのく号」と津波に襲われる仙台東部道路の映像



25

(出典：東北地方整備局資料)

⁵ 防災ヘリコプターの運用計画については巻末資料 4 を参照。

専用回線で飛行の指示を受けた運航委託会社では、揺れで壊れた格納庫のシャッターを切り落とし、機能不能に陥った仙台空港管制から「自分の判断で安全を確認して飛んでよい」との了解を取り付けた。みちのく号は15時23分仙台空港から離陸し、沿岸部市街地
5 や幹線道路である仙台東部道路、飛び立ったばかりの仙台空港などが津波に襲われる様子を映像で災害対策本部に伝えてきた。

間一髪で津波から逃れる

原田企画部環境調整官は、地震発生後すぐ、河川部、道路部の担当官とともに官用車に
10 乗り込み、仙台空港へと向かった。今回のような大地震では、まず初動で防災ヘリコプター「みちのく号」を飛ばすことになっているが、原田らは初動の搭乗要員に予め指名されていた。

仙台空港までは通常時では高速道路で約40分であるが、市内の道路は停電による信号
15 のシステムダウンの影響で混雑が始まっていた。なんとか最寄りの仙台宮城ICにたどりつくくと、すでに一般車両は通行止めとなっていたが、管理事務所に事情を説明して通過させてもらった。高速道路はところどころに段差やひび割れがあったものの、大きな支障なく走行可能であった。しかし、仙台東部道路に入り、仙台空港IC手前の名取川に架かる橋梁に差し掛かった時、異変に気がついた。河口から大きな波が、堤防からあふれながら
20 近づいてくるのが遠目に見えたのである。「何か大変なことが起こっている」と感じたものの、「とりあえず仙台空港まで行ってみよう」とそのまま車を走らせていた。⁶

仙台空港ICの手前で官用車に搭載しているK-cosmosが鳴った。「津波が襲ってきているので直ちに引き返せ！」という本局災害対策本部からの指示であった。仙台空港ICのランプを下りると、その時点では特段の異常は認められなかった。しかし、指示通り車をU
25 ターンさせ来た道を引き返し始めると、高速道路の上は先ほどまでと全く変わっていた。200名程の人々が道路上に立っており、こちらに向かって手を振っていたのである。

車を止めると、全身ずぶぬれで手を血だらけにした人を抱えた数人が「病院に運んで！」
30 と頼んできた。津波に流されてきたところを皆で救助したらしい。原田は最寄りの出先機

⁶ 浸水区域と高速道路等の位置関係は巻末資料5を参照。

関である仙台河川国道事務所に K-cosmos で連絡を取り、着替えや応急手当など受け入れ準備をさせた。事務所で被災者を引き継ぐと、原田らは局への帰途に就いた。被災者は体調不良を訴えたため、事務所で仙台市民病院まで搬送し、入院させた。あばら骨を折る重傷だったが、一命を取り留めた。

- 5 その頃仙台空港は津波に襲われ、陸の孤島となっていた。

図 5 : 高速道路上に避難する人々 (仙台港北 IC 付近)



図 6 : 津波に襲われる仙台空港



10

(出典：東北地方整備局資料)

災害対策本部が行動方針を決定

- 15 東北地方整備局災害対策本部では激しい余震が間断なく続く中、初動対応が始まっていた。発災後直ちに太平洋側の 4 県や自衛隊にリエゾン（情報連絡員）を派遣したのをはじめ、本局や事務所の体制・管理施設の状況把握、対外的な情報発信窓口の一元化など、徳

山局長自らマイクを持って職員を鼓舞しながら次々と指示を出していた。

16 時頃、災害対策室の大型モニターには NHK ニュースやみちのく号からの津波映像が映し出されていた。黒い塊が畑やビニールハウスを飲み込んでいく様子は現実に起こっていることとは信じがたく、災害対策室内に重苦しい沈黙が立ち込めた。

10 被害を受けている地域の状況把握は急務であった。しかし、三陸地域の情報は入ってこなかった。施設管理用カメラの映像は途絶え、みちのく号も厚い雲に遮られて北方面には飛行できなかった。

22 時、依然として情報不足の中、大畠国土交通大臣以下幹部のほぼ全員が出席する本省災害対策本部とのテレビ会議に参加することとなった。徳山局長は、大畠国土交通大臣に対し、「おそらく今回の震災は津波型と考えられ、災害復旧に先立ち、沿岸部市町村の応援と救援ルート確保が急務です。」と報告した。

15 これに対して大畠国土交通大臣は、以下の指示を下した。

20 「人命救助を第一とし、被災地までの救援ルート確保せよ。徳山局長は国土交通省の代表として、所掌にとらわれることなく、予算も気にせず、被災地と被災者が必要とすることに全力で当たるように。」

図 7：本省災害対策本部とのテレビ会議



(出典：東北地方整備局資料)

この指示を受けて、会議終了後、徳山局長は 12 日朝から以下のミッションを進めることとし、そのための準備を夜の間に進めるよう指示を下した。

- 1) 情報収集
- 2) 被災地への緊急物資輸送ルートの確保（道路・港湾啓開）
- 5 3) 被災した市町村の支援

以後、これらは、組織が持つ力（技術力、情報収集力、装備力等）を最大限活用する形で遂行された。そしてそれは、前例やルールのない厳しい判断を迫るミッションの始まりだった。

10

被災市町村への広範な資機材等の緊急支援

伝えられた被災市町村の実態

- 15 3月12日、災害対策本部では防災ヘリコプターによる情報収集を開始する一方、県や自衛隊に加えて被災した市町村にもリエゾン（情報連絡員）を送り込み始めた。このとき市町村に派遣されたリエゾンには、本来の業務に加えて、市町村単独では解決できない問題に対し時には通常の業務の範囲を超えてでも対応する行動力、柔軟性、度胸が求められた。このためリエゾンには、内陸や日本海側の事務所から、判断できる立場にあり物怖じしない性格の者が充てられた。
- 20

リエゾンは、積み上がったままの瓦礫を乗り越えたり、壊れた庁舎からの避難場所を探し出したりして役場にたどり着き、首長に面会した。被災市町村は電気・水道・通信といったライフラインが完全に絶たれ、外部からの情報もない中で孤立していた。

25

リエゾンは携行していた衛星携帯電話を首長に手渡し、東北地方整備局の災害対策本部に接続した。これにより、被災市町村の生々しい惨状が直接伝わって来ることとなった。

災害対策用機械の派遣

- 30 3月13日になって、被災した市町村を支援するため、徳山局長は地方整備局が保有する災害対策用機械を派遣することを決定し、機械班に指示した。災害対策用機械は被災現場で必要となる機能を備えた特殊車両であり、これらを被災により失われた市町村機能の支援

に充てることとしたものである。

指示を受けて、機械班を所掌する川嶋は戸惑いを感じた。この時点では、所管施設の被災状況が完全には把握できていない状況であった。一方、被災した市町村の数は多く、東北地方整備局が保有する全ての災害対策用機械を派遣しても、足りるとは思えなかった。

- 5 全国からの応援はまもなく到着することが期待できたが、その規模は把握できていなかった。通信が途絶していた状況を考えれば当然ではあったが、被災市町村からの派遣要請は来ていなかった。

- 10 本来、所管施設の被災現場に派遣すべき災害対策用機械を、要請もないまま被災市町村に派遣してしまうことは運用ルールに反する。もし大きな災害発生個所が確認されたときに数が不足し、対応できなくなるのではないかと、という不安が川嶋の脳裏をよぎった。

「ぐずぐずするな！ これは時間との戦いだ！」

- 15 徳山局長の強い指揮もあって、「被災市町村の支援が第一」という共通認識のもと、とにかく早急に派遣することとし、内陸部の事務所との調整に入った。当初、機械班職員や派遣されるオペレーターにも逡巡や混乱はあったが、共通認識を再確認し、翌 14 日、被害の大きな市町村から順次派遣を開始した。

- 20 機械は役場だけではなく、一部は一般市民の避難所にも配備され、重宝された。特に、NTT 回線にも接続できる衛星通信車は家族の消息確認などに威力を発揮し、照明車は夜、暗闇に沈む避難所と仮設トイレの間の道路を照らした。

図 8：被災市町村に派遣された災害対策用機械

25



衛星通信車



照明車

30

(出典：東北地方整備局資料)

緊急支援物資の調達

衛星携帯電話を通じ、ある首長は、徳山局長に次のように訴えた。

- 5 「燃料がないため、ご遺体を火葬できない。一時的に土葬にするしかないが、ご遺族は顔に土をかけるのに忍びないと泣いている。ご遺体を収容する棺桶を調達できないか？」

- 10 被災市町村からは、食糧、日用品、燃料等から、流された庁舎に代わる仮庁舎まで、あらゆるものが不足する窮状が伝わってきた。

- この状況を受けて、3月13日、徳山局長から澤田副局長に対し「物資調達班」を組織するように指示が下りた。これを窓口とし、日常業務を通じて関係のある建設業団体（（社）日本土木工業協会（土工協、現：（一社）日本建設業連合会）、（社）日本道路建設業協会（道建協））の全国ネットワークを通じて緊急支援物資を調達、被災市町村に届けることを決意したのだ。澤田副局長は原田環境調整官を班長に指名し、佐々木総括工事検査官や高橋事業調整官など企画部次長クラス⁷を中心に物資調達班を立ち上げた。

- 20 班員に指名された者は皆途方に暮れた。災害救助法⁸では緊急物資の調達は都道府県の責務であり、国土交通省は明らかに所掌外である。建設業団体に対して物資調達を強要することはできない。依頼できたとしても、支払いできる目途は立っていなかった。大島国土交通大臣や徳山局長の指示とはいえ、本当にやっていいのか、会計はどうするのか、班内でも不安を口にするものが多く、意思統一は容易ではなかった。

- 25 このとき、原田は初日の地震発生後すぐに仙台空港に向かった車で目にした光景を思い浮かべていた。津波に飲まれる市街地、ずぶぬれ血まみれで救助された人……。

「やれることをやるしかない！」

- 30 物資調達班の立ち上げ時には、建設業団体幹部に対して澤田副局長から直接仮設ハウス

⁷ 企画部の組織については巻末資料1を参照。

⁸ 災害救助法の詳細は巻末資料6を参照。

等の調達をお願いをし、あとの詳細は担当者間の協議となった。未経験の打診に、交渉に当たった建設業団体の窓口担当者は、必要性は理解したものの、支払い目途も立たないことに簡単には承諾できない様子であった。原田は

5 「被災地のため、今はボランティアでも、やってもらえない！」

と強く訴え、窓口担当者もそれに押し切られる形で物資調達が始まった。

10 まず、物資調達の流れを確立した。必要なものを必要な時に調達し届ける、ということに徹し、「押し売り」は行わないことを旨とした。過去の災害で、不要不急のものが被災地に届けられ、却って迷惑をかける事態に陥る場合があることを知っていたためである。そこでまず、リエゾンを通じて被災自治体が必要としている物について注文取りを行った。

15 首長やリエゾンから物資の要請を受け付けると、支援先担当者、物資の内容と数量、搬入場所等を明記した「対応依頼表（注文書）⁹」を作成し、業団体の窓口担当者に連絡送付した。各業団体では、東北支部幹事会社に対策本部を設置し、物資調達班からの情報を本部に伝え、そこから対応可能な会員企業に依頼を伝達し、調達・被災自治体までの搬入を行った。対応が完了すると、物資調達班に連絡がなされ、対応依頼表にその日付と確認者が記録された。

20

ヤミ屋のオヤジ

当初は、支援を受ける被災自治体側も、国土交通省が物資支援を行うとは思ってもせず、リエゾンが尋ねても要望はあまり出てこなかった。その状況を見て、徳山局長は手紙を出し、リエゾン経由で首長に手渡した。

25

「まだ、「国土交通省の整備局なんだからこんなことは無理だろう」という先入観をお持ちだと思います。大島国土交通大臣からも「国土交通省の枠を超えて政府代表の局として対応せよ」と言われておりますので、本当に何でも遠慮なく言ってください。

30 私のことを「整備局長」と思わず、「ヤミ屋のオヤジ」と思って下さい。いつ

⁹ 対応依頼表（注文書）の詳細は巻末資料 7 を参照

でもお手伝いさせていただきます。」

徳山局長の「本気」を感じ取った首長は、これを機に多くの要望を届けるようになった。仮庁舎に使用する仮設ハウス、ご遺体を安置するテント、発電機など、工事現場で使用するような物品以外にも、食料品、日用品、燃料、棺桶や遺体収納袋まで何でも調達した。11名ほどの班員でローテーションを組んだが、要望が入るようになってしばらくは不慣れもあって多忙を極め、ほとんど24時間体制で調整を続けた。

少しすると、調達での留意事項が整理されてきた。要請～搬入確認までの作業にナンバーリング一元管理していくこと、物資搬入時には写真記録を行うこと、搬入するトラックの帰りの燃料確保にも配慮することなど、試行錯誤でノウハウが培われていった。記録を残しておくことは、後で支払いが可能となった際に必要になるであろうと考え準備しておくものであった。

図9：被災市町村に届けられた緊急支援物資の例



▲仮設ハウス(南三陸町仮庁舎)



▲仮設トイレ



▲テント



▲生活物資

(出典：東北地方整備局資料)

物資調達に慣れてくると、業団体ごとに得意分野があることが分かってきた。土工協は仮設ハウスやテントなど比較的大きな物資、道建協は照明や発電機など比較的小回りのき

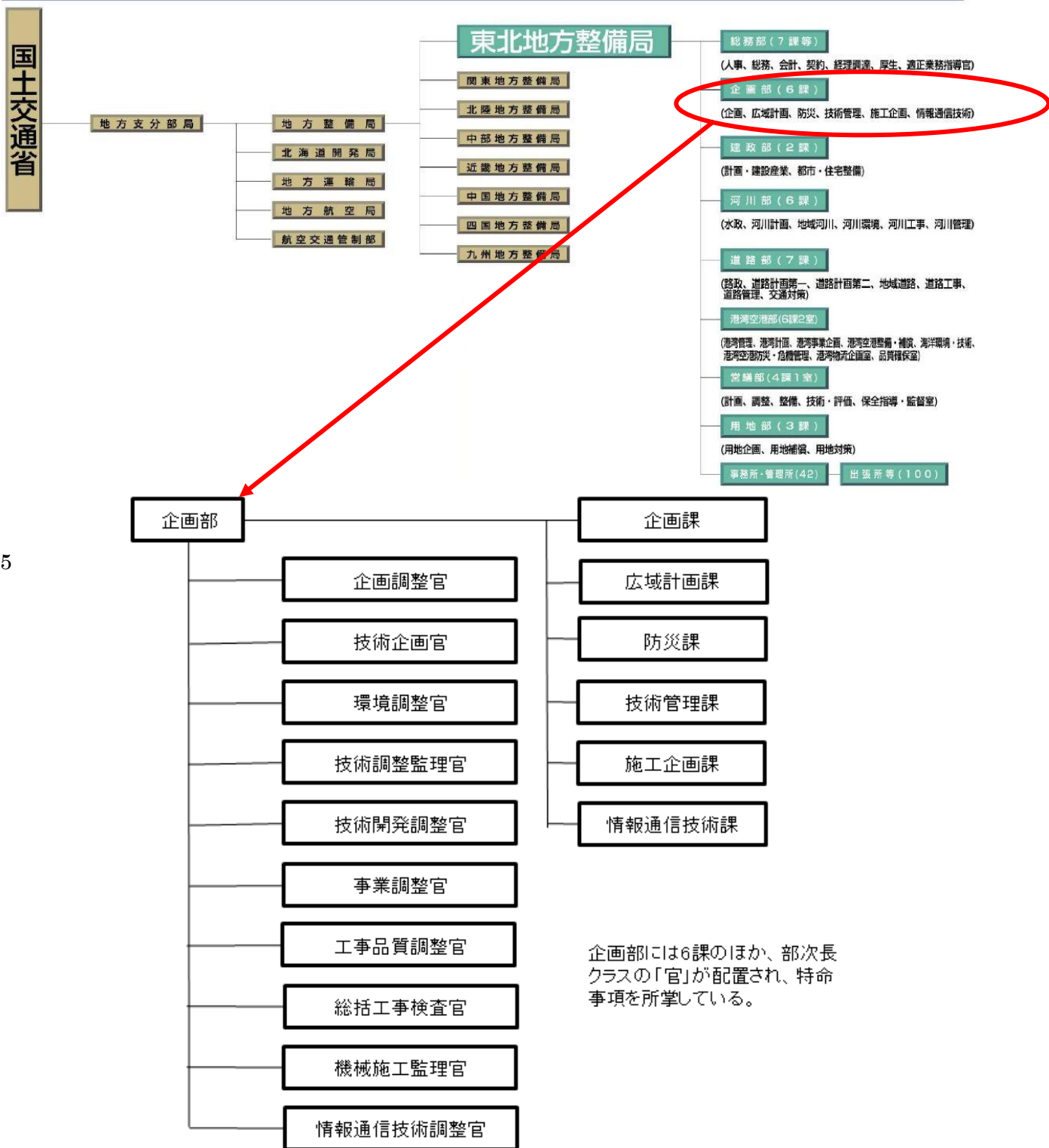
く物資が得意であった。燃料に関しては、地元の建設業者がドラム缶に予備として備蓄していたものを活用させていただき、この調達には（社）宮城県建設業協会に協力していただいた。

- 5 寄せられた要望は物資の調達だけではなく、技術的な相談も寄せられた。岩手県山田町からは市街地に転がった大型の重油タンクを除去してほしいという要望が届けられた。重油の処理を行うのに特殊な技術を要し、それは国土交通省や建設業者はもちろん、自衛隊でも対応できない代物であった。原田は仙台市内の専門業者を探し出して事情を説明し、山田町に紹介した。

10

被災市町村からの要望は218件にのぼり、約9割を平均3日間で調達・搬入を行った。（最終的には全ての要望に対応） 支援は3月末まで行い、4月以降は本来の災害救助法に基づく体制に委ねた。この物資支援は、後に被災自治体の首長から大変感謝された。

卷末資料 1：東北地方整備局の組織（平成 23 年 3 月当時）



巻末資料 2：東北地方整備局の災害対策本部運営要領（抜粋）

（目的）

第1条 この運営要領は、東北地方整備局防災業務計画に基づき、東北地方整備局の災害対策本部（以下「本部」という。）の円滑な運営を図るため本部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

（組織）

第2条 本部は、本部長、副本部長、本部員、本部員付、室長及び室員をもって組織し、各体制毎の編成は別表－1によるものとする。

2. 本部長は、局長とし、本部を統轄する。
3. 副本部長は、副局長をもってあて、本部長を補佐する。
4. 本部員は、総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長をもってあて、本部員付及び室を指揮統轄する。
5. 本部長に事故等があるときは、本部長の業務を副本部長、本部員が代行することができる。
6. 本部員付は、本部長、副本部長又は本部員の命を受け、災害対策業務を行う。
7. 室長は、室員を指揮監督し、災害対策業務を行う。
8. 室員は、災害対策本部体制編成表の各室に属し、室の業務に従事する。
9. 本部長以下各班長までの代行順位は、別表－2に規定する。
10. 本部長は本部設置と同時に支援支部を設置することができる。支援支部は東北技術事務所に設置し、本部長の命を受け支援業務を行う。

（本部の設置及び体制）

第3条 局長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合等は、別表－3の災害対策本部設置基準により本局に本部を設置し、以下の体制を発令する。

ただし、災害対策本部の構成（別表－1）及び災害対策本部各室毎の対応の要否（別表－4）等は、災害の種類、規模に応じて変更し柔軟な対応を図るものとする。

注意体制・・・注意体制とは災害が起こりうる事象が発生し、または軽微な災害が発生した場合にとる比較的少人数で災害に対応するための配置体制
警戒体制・・・警戒体制とは大きな災害が起こりうる事象が発生し、または比較的大きな災害が発生した場合にとる交代要員を考慮した配置体制
非常体制・・・非常体制とは大規模な災害が起こりうる事象が発生した場合、または重大な災害が発生した場合にとる災害対応の長期化を考慮した配置体制

2. 本部の設置場所は、警戒体制以下にあたっては局内執務室等とし、非常体制にあたっては、原則として本局二日町庁舎災害対策室に設置するものとする。
3. 勤務時間の内外を問わず、本部が設置された場合は、各室各班の班長は速やかに別表－1及び4の各体制に基づき必要人員を確保するものとする。

巻末資料 3： 東北地方整備局災害対策用機械・通信設備管理運営要領（抜粋）

（目的）

第1条

- 5 この運営要領は、「東北地方整備局防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）に基づき、災害対策用として保有する災害対策用機械・通信設備（以下「機械・通信設備」という。）の管理及び運営について必要な事項を定め、円滑な災害対策に資することを目的とする。

10 （使用範囲）

第3条

「機械・通信設備」は、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

一災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合等、当該現地において応急対策の指揮、連絡、広報活動及び復旧作業等のための出動又は現地待機が必要と認められるとき

15 （以下「災害使用」という。）。

二「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」に基づき、自治体等から要請があったとき。

（三 以下略）

20 （管理及び経費）

第4条

「機械・通信設備」の管理は、配備事務所長等が管理するものとする。

ただし、前条各号の規定による使用時は、使用する事務所長等が管理するものとする。

2 「機械・通信設備」の管理に要する経費は、配備事務所等が負担するものとする。

25 ただし、前条各号の規定による使用時は、使用する事務所等が負担するものとする。

（3 以下略）

（災害使用）

第5条

30 「機械・通信設備」を災害使用するときは、（中略）「各種対策本部」の長（以下「本部長」という。）が出動等を指示するものとする。

巻末資料4：宮城県沖地震を想定したヘリコターの運用計画(案)

■ヘリコプター初動調査時系列表(予測スケジュール)

	発災後12:00	発災後3時間	日没
ほっかい号	飛行準備 50min	移動飛行 1.0h (庄原空港～函館空港)	調査飛行 1h50min (函館空港～青森県沿岸部津波被害調査～花巻空港)
みちのく号	飛行準備 40min <small>調査飛行: 30min 搭乗準備</small> (仙台市街地)	移動飛行② 往路 2h20min (仙台空港～岩手県・宮城県沿岸部津波被害調査～青森県境)	調査飛行②復路 1h20min (仙台空港～帰航のみ)
あおぞら号	飛行準備 30min 移動飛行 50min (東京150～本省～関東地区) (関東地区140～国道6号津波被害調査～仙台空港)	調査飛行 1h40min (仙台空港)	調査飛行 2.0h (仙台空港～栗駒山系砂防調査～仙台空港)
ほくりく号	飛行準備 1.0h	移動飛行 1.0h (新潟空港～仙台空港)	調査飛行 2h30min (仙台空港～鳴瀬川・北上川・国道4号調査～花巻空港)

	発災2日目
ほっかい号	調査飛行 2.0h (花巻空港～栗駒山系砂防調査～花巻空港)
みちのく号	調査飛行②往路 2h20min (仙台空港～岩手県・宮城県沿岸部～青森県境)
あおぞら号	調査飛行②復路 1h20min (仙台空港～帰航のみ)
ほくりく号	調査飛行 2h30min (仙台空港～鳴瀬川・北上川・国道4号調査～花巻空港)

みちのく号は他地方整備局からの応援ヘリとともに調査飛行を実施。
発災後、直ちに離陸し仙台市街地の調査飛行を実施した後、一旦仙台空港に戻り、整備局職員の搭乗後再び調査飛行に飛び立つ段取り。

巻末資料 5：震災直後の仙台空港周辺の状況

東北地方整備局



災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国 庫 負 担：(1) により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	—————	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	—————	90/100

7 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

巻末資料 7：物資調達班の対応依頼表（注文書）

56~57

支援物資対応依頼表 道建協様

○監理番号：
 ○月日、日時： 3月16日 11時25分
 ○FAX送付確認： 3月16日 11時47分

支援先 (担当者)	石巻市南境字新堤18番地 産業部産業戦略課長 青藤一夫 TEL: 0225-95-1111 FAX:) (内線3541)
物資内容	花袋 10台 (100Vコンセント) 06 散水車 10台 07 仮設トイレ 100台 08
※留意事項(何かあれば記入)	
搬入場所 (住所又は施設名)	石巻市南境字新堤18番地 仮設トイレは上記の他5ヶ所に分散! (TEL: FAX:)

東北地方整備局 連絡先 救援資材班 原田 OK

自治体のリクエストを受けての調達対応依頼表(注文書)

届け先も明確に

平成23年3月16日

国土交通省 東北振興部 建設課

宮城県石巻市役所
総務課 次長 内藤 正博

数量調整の送付箇所について
下記のとおりお願いいたします。

No	種別	数量	送り先
1	仮設ハウス	10台	宮城県石巻市南境字新堤18番地
2	仮設発電機	10台	同上
3	仮設散水車	10台	同上
4	仮設トイレ	78台	同上
		5台	石巻市立南境中学校 宮城県石巻市南境三丁目3-1
		5台	石巻市立大槻小学校 宮城県石巻市大槻町一丁目3-1
		5台	石巻市立錦小学校 宮城県石巻市青野町一丁目3-21
		5台	石巻市立遠藤小学校 宮城県石巻市遠藤町一丁目5-23
2台	石巻市立徳島公民館 宮城県石巻市徳島二丁目5-31		

◎ 今後の連絡調整は、下記職員にお願いたします。
 石巻市産業部産業戦略課 課長 青藤一夫
 電話：0225-95-1111 内線3541
 (111-84-903-21)

注：発足当時は「救援資材班」と名乗っていた。

被災市町村への広範な資機材等の緊急支援

5 ー地方整備局災害対策本部による臨機の対応ー

事前設問：(1クラスでの事前設問は3つ程度選択する。)

- ① 国土や社会基盤施設の整備や管理を担う国土交通省は、大規模災害が発生した際に、
10 どのような役割を果たすべきだと考えますか。
- ② ケースに記載された様々な災害対応について、「日頃の備え」が活かした事例と「臨機の
判断」が求められた事例を指摘し、気付いたところを述べてください。
- ③ 東日本大震災に際して東北地方整備局が行った被災市町村への広範な資機材等の緊急
15 支援は、平常時のルールや所掌を超越した対応となりましたが、これについてあなた
はどのように評価しますか。
- ④ 被災市町村への災害対策用機械の派遣について、内在していたリスクは何か、考えを
述べてください。
- 20 ⑤ 緊急支援物資の調達について、
- i) このミッションがなぜ成功したのか、またミッションに内在していたリスクは
何か、考えを述べてください。
- ii) i) を踏まえて、あなたがこのミッションの現場責任者の立場であったなら、
25 このミッションの実施についてどのような決断を下したでしょうか？